

岐阜市告示第154号

建築基準法による中間検査の指定事項の変更について

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成19年5月21日岐阜市告示第100号）の一部を次のように改正し、平成22年6月20日から適用する。

平成22年6月9日

岐阜市長 細江茂光

第2項中「3年間」を「6年間」に改める。